|  |
| --- |
| １　代表者会議の開会について  ・定例会中は、一般審査終了後及び知事質問終了後にそれぞれ代表者会議を開会することとし、  それ以外は、必要に応じて開会。  　２　説明員の出席の取扱いについて  (1)公安委員  　　 ・申合せ事項のとおり、委員会への行政委員の出席要求については、委員会で協議の上、  　　　 必要の都度出席を要求することで各会派了承。  　 (2)理事者  ・申合せ事項のとおり、理事者の絞込みが可能な場合は、理事者側で出席者を限定して  　差し支えないこと、また、委員長の許可を得て、休憩又は質問者ごとに入れ替わり出席することが可能となっている。  ３　委員会の所管事務に係る調査について  　　・本委員会における所管事務に係る調査について、各会派の意向聴取。  　　　　維新：警察行政におけるＤＸの取組みについて  　　　　公明：委員長一任  　　　　自民：特になし  　　　　民主：基本的には正副委員長に一任  　　　　　　　調査項目としては、各警察署への女性警察官の配置状況や性犯罪に対する初動対応  状況等  　　・調査項目の決定、実施方法などについて、各会派持ち帰り検討の上、後日改めて協議。  ・次回の代表者会議の日程については、後ほど事務局にて日程調整を行う。  　４　本日の委員協議会について  　　　　〔資料「警察危機管理常任委員協議会次第」参照〕  　　・このあと11時からの委員協議会は、資料に記載のとおり進行。  　　・説明資料は、府議会情報共有サイトからモバイル端末に事前にダウンロードのうえ、出席するよう依頼。 |